

## 「子ども予防接種週間」

(健康福祉課)

3月1日～7日は、「子ども予防接種週間」です。  
母子健康手帳で、接種もれがないかご確認ください。  
まだ、接種が済んでいない方は、早めに接種しましょう。

### ①麻しん風しん混合ワクチン

第2期(平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ)で、まだ接種していない方は、平成30年3月31日までに接種してください。  
また、1歳になられた方は、早めに接種しましょう。

### ②日本脳炎

今年度18歳(平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ)で第2期接種が未接種の方、また、3歳になられた方は、早めに接種しましょう。

### ③二種混合ワクチン

対象者は、11歳以上13歳未満の方です。

※予診票が見当たらない方は再交付しますので、母子健康手帳をお持ちのうえ、保健センターへお越しください。

### ○お問い合わせ先

保健センター  
☎(84)1910(直通)

## 所得の確定申告は3月15日までです

(町民税務課)

平成29年中の所得における確定申告の期日は3月15日(木)までです。申告を必要とする方で、未だお済みでない方は、必ず期限内に申告をしてください。

### 所得税の申告が必要な方

○平成29年中の給与の収入金額が2千万円を超える方  
○給与を1か所から受け、退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方  
○給与を2か所以上から受けている方

○事業所得や不動産所得などがある方で、平成29年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

### 町民税の申告が必要な方

平成30年1月1日現在、本町に住民登録がある方で、次の内容に該当する方。

○所得税の申告は不要とされるが、事業所得(農業所得を含む)や不動産所得がある方

○平成29年中の所得が無く、税法上において、どなたの扶養にもとられていない方(所得が無い旨の申告をいただきます。)

### 無申告によって起きる問題

○申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明すると、さかのぼって課税され、加算税がかかる場合があります。

○前年所得を算定の基礎とする税(町民税、国民健康保険税等)の正確な課税ができません。

○所得証明書等の交付ができないため、様々な手続きに支障をきたします。

○所得判定を要する様々な行政サービスが受けられません。

○所得の申告は義務付けられており、無申告である場合の不利益は本人だけでなく、ご家族(世帯員)へも及ぶ可能性があります。申告義務のある方は、必ず所得の申告をしてください。

### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966(直通)

## 募 集

### ふれあいセンター講座 生募集

(総務課)

○日時 月2回  
第2・4金曜日  
午後1時30分～  
○費用 教材費については実費

○募集人数 8名

○お問い合わせ先

※はさみ等はご持参ください。  
【生花教室 夜講座】  
○日時 月2回  
第1・3水曜日  
午後7時～

○費用 教材費については実費(1回900円程度)

○募集人数 8名

○日時 月2回  
第2・4火曜日

○費用 無料  
○募集人数 20名

※親子でもお一人でも可です。  
【俳句講座】  
○日時 月1回  
第3金曜日  
午後1時30分～午後4時

○費用 無料

○募集人数 8名

○共通事項

・受付期限 3月30日(金)  
・対象者 町内在住、在勤者  
・開講期日 4月から予定  
※なお、定員に満たない場合、開講しないこともありますので予めご了承ください。  
○お申し込み・お問い合わせ  
ふれあいセンター  
☎(84)3595(直通)

## 男性の料理教室参加者募集

(健康福祉課)

○日時 3月15日(木)  
午前10時～午後1時  
(受付 午前9時40分)

○場所 保健センター  
○対象者 町内在住の男性  
○内容 簡単な家庭料理  
○定員 15名(先着順)

○参加費 一人 300円

○持参する物  
エプロン、三角巾

○お申し込み期限 3月12日(月)  
○お申し込み・お問い合わせ  
保健センター  
☎(84)1910(直通)

広報ごかに広告を掲載しませんか?  
この枠は半枠です

規 格	掲載料(1ヵ月)
全枠 縦4.9cm×横18.2cm	20,000円
半枠 縦4.9cm×横 9.0cm	11,000円

○お問い合わせ 総務課 広報担当 内線214